

千葉県食品等安全・安心協議会運営要綱

(平成18年7月1日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例（平成18年千葉県条例第34号）に基づく、千葉県食品等安全・安心協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

第2条 会長及び副会長は委員の互選によって、これを定める。

2 会長は協議会の事務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第3条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(作業部会)

第4条 協議会に、作業部会を置くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、千葉県健康福祉部衛生指導課においてこれを処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。